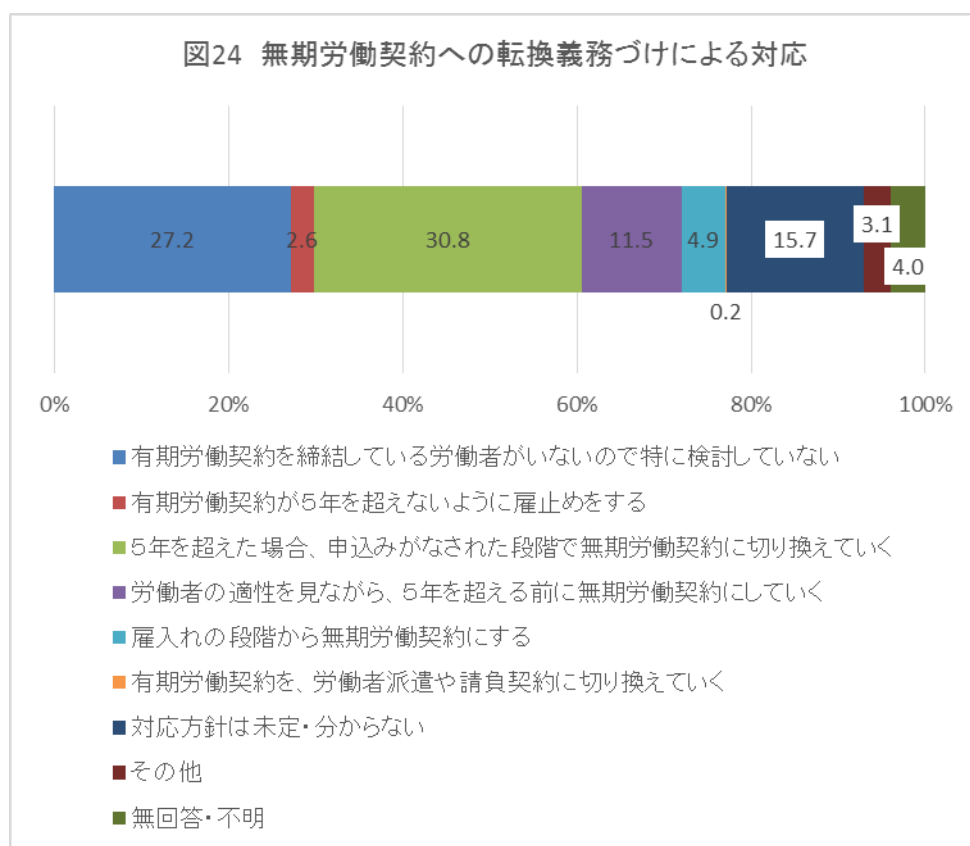


7 無期労働契約への転換に伴う対応

(1) 無期労働契約への転換義務づけによる対応

無期転換ルールへの対応方針については、「5年を超えた場合、申込みがなされた段階で無期労働契約に切り換えていく」が30.8%と最も多く、次いで「有期労働契約を締結している労働者がいないので特に検討していない」が27.2%、「労働者の適性を見ながら、5年を超える前に無期労働契約にしていく」が11.5%、「雇入れの段階から無期労働契約にする」が4.9%、「有期労働契約が5年を超えないように雇止めをする」が2.6%、「有期労働契約を、労働者派遣や請負契約に切り換えていく」が0.2%となっている。また、平成29年7月末現在で「対応方針は未定・分からない」が15.7%であった。(図24)



(2) 無期労働契約への転換義務づけ前の対応

これまでの対応をみると、「有期労働契約を反復していた」が46.7%と最も高く、次いで「有期労働契約を締結している労働者がいなかったのに対応していない」が32.6%、「有期労働契約を反復し、希望者は無期転換していた」が7.3%、「雇入れの段階から無期労働契約としていた」が5.2%となっている。(図25)

